

開発行為等の規制に関する規則

○開発行為等の規制に関する規則

昭和四十六年四月八日

秋田県規則第十二号

開発行為等の規制に関する規則をここに公布する。

開発行為等の規制に関する規則

(趣旨)

第一条 都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第三章第一節の施行については、都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）及び都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（昭五〇規則一五・昭五九規則一一・平一三規則六六・平一五規則一二・平一九規則七〇・一部改正）

（開発許可申請書の添付図書）

第二条 法第三十条第一項の規定により知事に提出する申請書には、法及び省令に規定するもののほか、次に掲げる図書（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う一ヘクタール未満の開発行為にあつては、第三号及び第四号に掲げるものを除く。）を添付しなければならない。

- 一 開発区域の土地の登記事項証明書
- 二 造成計画面積求積図（縮尺千分の一以上）
- 三 申請者の法人の登記事項証明書（個人にあつては、住民票の写し。以下同じ。）、事業経歴書及び納税証明書（最近二箇年における国税又は県税に係るもの）
- 四 工事施行者の法人の登記事項証明書、事業経歴書及び建設業の許可証明書
- 五 その他知事が必要と認める図書

（昭五〇規則一五・昭六二規則一一・平五規則三九・平一三規則六六・平一七規則二一・一部改正）

（開発行為変更許可申請書の添付図書）

第二条の二 法第三十五条の二第二項の規定により知事に提出する申請書には、省令に規定するもののほか、前条に規定する図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

（平五規則三九・追加、平一三規則六六・一部改正）

開発行為等の規制に関する規則

(既存の権利者の届出の添付書類)

第三条 法第三十四条第十三号の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 土地の登記事項証明書又は所有権を証する書類
- 二 土地の利用に関する所有権以外の権利を有する場合にあつては、その旨を証する書類
- 三 農地にあつては、農地の転用の許可書の写し

(昭五〇規則一五・平一七規則二一・平一九規則七〇・一部改正)

(開発許可の表示)

第四条 開発許可を受けた者は、当該開発行為に係る工事の期間中、工事現場の見やすい場所に標札を掲示しなければならない。

(工事完了公告前の建築等の承認申請)

第五条 法第三十七条第一号の規定による承認を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図書を添付して、知事に申請しなければならない。

- 一 建築物又は特定工作物の配置図及び平面図（縮尺五百分の一以上）
- 二 土地の利用に関する権利を有することを証する書類
- 三 開発許可を受けた者の同意書
- 四 その他知事が必要と認める図書

(昭五〇規則一五・平一三規則六六・一部改正)

(建築制度の緩和の許可申請)

第六条 法第四十一条第二項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図書を添付して、知事に申請しなければならない。

- 一 建築物概要書
- 二 位置図（縮尺二千五百分の一以上）
- 三 建築物平面図（縮尺五百分の一以上）
- 四 建築物立面図（縮尺二百分の一以上）
- 五 建築物断面図（縮尺二百分の一以上）

(昭五〇規則一五・平一三規則六六・一部改正)

(予定建築物等以外の建築等の許可申請)

第七条 法第四十二条第一項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図書を添付して、知事に申請しなければならない。

- 一 建築物又は特定工作物の配置図及び平面図（縮尺五百分の一以上）

開発行為等の規制に関する規則

二 土地の利用に関する権利を有することを証する書類

三 その他知事が必要と認める図書

(昭五〇規則一五・平一三規則六六・一部改正)

(地位の承継の承認申請)

第八条 法第四十五条の規定による承認を受けようとする者は、申請書に同条に規定する権利又は権原を取得したことを証する書面を添付して、知事に申請しなければならない。

(昭五〇規則一五・平一三規則六六・一部改正)

(書類の様式)

第九条 次の表の上欄に掲げる法、省令及びこの規則の規定による同表中欄に掲げる書類は、それぞれ同表下欄に掲げる様式によるものとする。

上欄	中欄	下欄
法第三十条第二項	公共施設管理者の同意書	様式第一号
法第三十条第二項	公共施設管理予定者との協議の経過書	様式第二号
法第三十五条の二第二項	開発行為変更許可申請書	様式第三号
法第三十五条の二第三項	開発行為変更届出書	様式第四号
法第八十一条第四項	標識	様式第五号
省令第十七条第一項第三号	関係権利者の同意書	様式第六号
第四条	標札	様式第七号
第五条	工事完了公告前建築等承認申請書	様式第八号
第六条	建築制限緩和許可申請書	様式第九号
第六条第一号	建築物概要書	様式第十号
第七条	予定建築物等以外の建築等許可申請書	様式第十一号
第八条	地位承継承認申請書	様式第十二号

(昭五〇規則一五・平五規則三九・平一三規則六六・平一九規則七〇・一部改正)

(書類の経由及び部数)

第十条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該申請又は届出に係る土地の区域を所管する地域振興局長を経由して提出しなければならない。

開発行為等の規制に関する規則

- 2 前項の書類の部数は、正本一部及び副本一部とする。ただし、同項の土地の区域が二以上の市町村にわたるときは、副本の部数は、当該市町村の数と同じ数とする。

(平一九規則七〇・全改)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年規則第一五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五九年規則第一一号)

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年規則第一一号)

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年規則第三九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年規則第一二三号)

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年規則第四七号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年規則第五八号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年規則第六六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年規則第一二号)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年規則第二一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年規則第七〇号)

この規則は、平成十九年十一月三十日から施行する。ただし、第九条及び第十条の改正規定、様式第五号及び様式第六号を削り、様式第四号を様式第六号とする改正規定並びに様式第三号を削り、様式第二号の四を様式第五号とし、様式第二号の三を様式第四号とし、様式第二号の二を様式第三号とする改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年規則第三〇号) 抄

開発行為等の規制に関する規則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則による改正前の本則に規定する規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和三年規則第九号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

開発行為等の規制に関する規則

様式第1号 公共施設管理者の同意書(第9条関係)

公共施設管理者の同意書

年 月 日

様

公共施設管理者

住 所

氏 名

次の開発行為は、管理上支障がないものと認め、同意します。

- 1 関係する公共施設
- 2 開発許可の申請者住所及び氏名
- 3 開発区域の所在及び地番
- 4 開発区域の面積
- 5 開発行為の目的

開発行為等の規制に関する規則

様式第2号 公共施設管理予定者との協議の経過書(第9条関係)

公共施設管理予定者との協議の経過書

公共施設管理予定者との協議の経過書		
開発区域に含まれる地域の名称		
公 共 施 設 の 名 称		
協 議 項 目	協 議 内 容	協 議 結 果 (条 件)
設 計		
管 理 方 法		
土地の帰属		
費用の負担		
そ の 他		
協議年月日 年 月 日	開 発 許 可 申 請 者 住 所 氏 名	
	管 理 予 定 者 住 所 氏 名	

開発行為等の規制に関する規則

様式第3号 開発行為変更許可申請書(第9条関係)

開発行為変更許可申請書

(A4判)

年 月 日

(あて先)秋田県知事

申請者 住 所

氏 名

開発行為の変更の許可について(申請)

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。

開発行為の変更の概要	1	開発区域に含まれる地域の名称	
	2	開発区域の面積	
	3	予定建築物等の用途	
	4	工事施行者住所氏名	
	5	法第34条の該当号及び該当する理由	
	6	その他必要な事項	
開 発 許 可 の 許 可 番 号		年 月 日 第 号	
変 更 の 理 由			
※	受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※	変更の許可に付した条件		
※	変更の許可の許可番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
- 2 「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位として記載してください。
- 3 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載してください。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載してください。
- 5 開発行為の変更の概要(「その他必要な事項」を除く。)は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。

開発行為等の規制に関する規則

様式第4号 開発行為変更届出書(第9条関係)

開発行為変更届出書

(A4判)

年 月 日

(あて先)秋田県知事

届出者 住 所
氏 名

開発行為の変更について(届出)

都市計画法第35条の2第3項の規定により、開発行為の変更について、次のとおり届け出ます。

1 変更に係る事項

2 変更の理由

3 開発許可の許可番号 年 月 日 第 号

備考 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。

開発行為等の規制に関する規則

様式第5号 標識(第9条関係)

標識

都市計画法による命令の公示

(土地又は工作物等の)所在地

命令を受けた者の氏名

この(土地又は工作物等)は、都市計画法に違反しているので、 年 月 日付けで、同法第81条の規定により、 を命じた。

注 1 この標識を損壊した者は、公用文書等毀棄罪^きで罰せられます。

2 この命令に違反して、 を行った場合は、罰せられます。

3 年 月 日 $\left\{ \begin{array}{l} \text{水道事業者名} \\ \text{電気事業者名} \\ \text{ガス事業者名} \end{array} \right\}$ に対して $\left\{ \begin{array}{l} \text{水道} \\ \text{電気} \\ \text{ガス} \end{array} \right\}$ の供給の申込みの承諾を保留するよう要請しています。

年 月 日

秋田県知事

様式第6号 関係権利者の同意書(第9条関係)
関係権利者の同意書

関係権利者の同意書						
開発行為施行者 の施行に係る開発事業計画については、異議がないので、事業の施行に同意します。						
権利の 対象物	所 在 地	面 積 (用途)	権 利 の 種 類	同 意 年 月 日	権利者の住所、氏名	印

様式第7号 標札(第4条、第9条関係)

50センチメートル以上	標札				
	開 発 許 可 標				
	許可年月日番号	年 月 日 第 号			
	工 事 の 場 所				
	施 工 面 積				
	工事予定期間				
	工事 施 行 者				
	工事 設 計 者				
	工事 管 理 者				
	工 事 の 名 称				
	許可を受けた者				
80センチメートル以上					

開発行為等の規制に関する規則

様式第8号 工事完了公告前建築等承認申請書(第5条、第9条関係)

工事完了公告前建築等承認申請書

年 月 日

(あて先)秋田県知事

申請者 住 所
氏 名

工事完了公告前の建築等の承認について

(申 請)

都市計画法第37条第1号の規定により、建築物(特定工作物)の着工の承認を受けたいので、申請します。

開発許可を受けた地域の名称	
開 発 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
開発行為の工事予定年月日	年 月 日
建築物(特定工作物)の敷地の名称	
建築物(特定工作物)の概要	
工 事 の 状 態	
理由	

開発行為等の規制に関する規則

様式第9号 建築制限緩和許可申請書(第6条、第9条関係)

建築制限緩和許可申請書

年 月 日

(あて先)秋田県知事

申請者 住 所

氏 名

建築制限の緩和について(申請)

都市計画法第41条第2項ただし書の規定により、建築制限の緩和の許可を受けたいので、申請します。

開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
定められた制限の内容	
建築物の用途	
建築物を建築しようとする土地の所在及び地番	
許可を受ける具体的内容	
申請の内容	

様式第10号 建築物概要書(第6条、第9条関係)
建築物概要書

建 築 物 概 要 書								
主 要 用 途		敷 地 面 積 と の 比			パーセント			
	建 築 面 積	延 べ 面 積	敷 地 面 積					
申 請 部 分	平方メートル	平方メートル						
申請以外の部分								
合 計			平方メートル					
建 築 物 の 棟 別 の 概 要								
棟 番号	用 途	工 事 種 別	構 造	階 数	建 面 積	延 べ 面 積	外 壁 の 仕 上 げ	最 高 の 高 さ
					平方メー トル	平方メー トル		メートル
備考								

開発行為等の規制に関する規則

様式第11号 予定建築物等以外の建築等許可申請書(第7条、第9条関係)

予定建築物等以外の建築等許可申請書

年 月 日

(あて先)秋田県知事

申請者 住 所

氏 名

予定建築物等以外の建築(建設、用途変更)の許可について(申請)

都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、予定建築物等以外の建築(建設、用途変更)の許可を受けたいので、申請します。

開発許可を受けた地域の名称	
開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可を受けた建築物(特定工作物)の用途	
予定建築物等以外の建築物(特定工作物)の用途	
理由	

開発行為等の規制に関する規則

様式第12号 地位承継承認申請書(第8条、第9条関係)

地位承継承認申請書

年 月 日

(あて先)秋田県知事

申請者 住 所

氏 名

地位承継の承認について(申請)

次の者から、都市計画法第45条の規定により、次の開発許可に関する工事を施行する権原を取得したから、当該開発許可に基づく地位を承継したいので、承認を受けたく申請します。

許可を受けた者の住所及び氏名	
許可を受けた土地の所在及び地番	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可の種類	
申請の理由	

開発行為等の規制に関する規則

様式第1号 公共施設管理者の同意書（第9条関係）

（昭50規則15・平12規則56・令3規則9・一部改正）

様式第2号 公共施設管理予定者との協議の経過書（第9条関係）

（昭50規則15・令3規則9・一部改正）

様式第3号 開発行為変更許可申請書（第9条関係）

（平5規則39・追加、平8規則123・平9規則47・一部改正、平19規則70・旧様式第2号の2繰下、平22規則30・令3規則9・一部改正）

様式第4号 開発行為変更届出書（第9条関係）

（平5規則39・追加、平8規則123・平9規則47・平12規則58・一部改正、平19規則70・旧様式第2号の3繰下、平22規則30・一部改正）

様式第5号 標識（第9条関係）

（平5規則39・追加、平19規則70・旧様式第2号の4繰下）

様式第6号 関係権利者の同意書（第9条関係）

（昭50規則15・一部改正、平19規則70・旧様式第4号繰下）

様式第7号 標札（第4条、第9条関係）

（昭50規則15・一部改正）

様式第8号 工事完了公告前建築等承認申請書（第5条、第9条関係）

（昭50規則15・平12規則58・平13規則66・平22規則30・一部改正）

様式第9号 建築制限緩和許可申請書（第6条、第9条関係）

（昭50規則15・平12規則58・平13規則66・平22規則30・一部改正）

様式第10号 建築物概要書（第6条、第9条関係）

（昭50規則15・一部改正）

様式第11号 予定建築物等以外の建築等許可申請書（第7条、第9条関係）

（昭50規則15・平12規則58・平13規則66・平22規則30・一部改正）

様式第12号 地位承継承認申請書（第8条、第9条関係）

（昭50規則15・平12規則58・平13規則66・平22規則30・一部改正）